平成２１年（フ）第６５２号
盛岡市大慈寺町９番７号　ルーブル201号、旧住所盛岡市本宮字野古56番地９
債務者　蠣﨑　明子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８９６号
盛岡市長橋町５番41号
債務者　渋川　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２６８号
千葉県銚子市春日台町３番地の２
債務者　高根　　享
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０１号
堺市堺区石津北町93番地１　メゾンササキＢ301号、前住所堺市堺区協和町４丁345番地東団地15号館108号
債務者　福井　　賢
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６４号
大阪府高石市加茂１丁目20番１―304号
債務者　関井　千里
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７６号
大阪府羽曳野市樫山255番地の５　グランバレー302号、前住所大阪府羽曳野市野205番地の62
債務者　永田　正史
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９５号
堺市東区白鷺町２丁７番９―204、住民票上の住所大阪市中央区上汐１丁目４番２―507号、前住所大阪市中央区谷町７丁目１番33―507号
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８０７号
大阪府富田林市中野町３丁目3027―403、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲９丁目７番１号
債務者　田中　良和
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３５号
堺市西区鳳南町２丁164番地６、前住所大阪府高石市羽衣１丁目14番23号
債務者　村田ヒデ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４３号
堺市中区上之267番地２
債務者　豊西世津美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６２号
大阪府松原市阿保５丁目６番４―305号
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８１号
大阪府羽曳野市翠鳥園６番３号　アサコポート303号
債務者　中嶋　人美（旧姓谷之木）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８４号
大阪府南河内郡太子町大字春日74番地
債務者　金銅喜代子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９３号
大阪府羽曳野市誉田３丁目22番17号
債務者　西浦八重子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０１号
大阪府松原市天美南６丁目７番９号
債務者　山中　梅喜
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０５号
大阪府富田林市楠町４番１―701号
債務者　松尾　隆子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１６号
堺市北区中長尾町２丁１番27号　山階ハイツ104号
債務者　松本千賀代
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係